

令和 8 年 第 2 回

芦北町議会臨時会会議録

開 会 令和 8 年 4 月 7 日

閉 会 令和 8 年 4 月 7 日



熊 本 県 芦 北 町 議 会

令和8年第2回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
4月7日	火	本会議（開 会） 仮議席の指定 議長の選挙 副議長の選挙 議席の指定 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議案審議 閉会中の継続調査 （閉 会）

目 次

	第 1 号（4 月 7 日）	頁
1	議事日程 - - - - -	5
2	出席議員氏名 - - - - -	6
3	欠席議員氏名 - - - - -	6
4	説明のため出席した者の職氏名 - - - - -	6
5	事務局職員出席者 - - - - -	6
6	開会 開議 - - - - -	7
	（臨時議長の紹介及びあいさつ） - - - - -	7
	第 1 仮議席の指定 - - - - -	7
	（竹崎町長あいさつ） - - - - -	7
	（新課長紹介） - - - - -	8
	第 2 議長の選挙 - - - - -	8
	追加議事日程（第 1 号の追加 1）	
	第 1 会議録署名議員の指名 - - - - -	9
	第 2 会期の決定 - - - - -	10
	第 3 副議長の選挙 - - - - -	10
	第 4 議席の指定 - - - - -	11
	第 5 常任委員会委員の選任 - - - - -	11
	第 6 議会運営委員会委員の選任 - - - - -	12
	第 7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 - - - - -	13
	第 8 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 - - - - -	14
	第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて - - - - -	14
	芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について	
	第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて - - - - -	15
	芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	
	第 11 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて - - - - -	16
	第 12 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて - - - - -	17
	追加議事日程（第 1 号の追加 2）	
	（一括議題＝日程第 13 から日程第 16 まで）	
	第 13 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出 - - - - -	18

第14	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	18
第15	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	18
第16	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	- - - - -	18
7	閉 会	- - - - -	18

芦北町議会臨時会会議録

令和8年4月7日（火）

令和8年第2回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和8年4月7日
午前10時 開会
於 議 場

1 議事日程

（臨時議長の紹介及びあいさつ）

臨時議長開会宣告

第1 仮議席の指定

（竹崎町長あいさつ）

（新課長紹介）

第2 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 副議長の選挙

第4 議席の指定

第5 常任委員会委員の選任

第6 議会運営委員会委員の選任

第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

第8 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

第12 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の追加2）

（一括議題＝日程第13から日程第16まで）

第13 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員（12人）

1 番 横 山 貴 之 君	2 番 大 山 弥 生 君
3 番 徳 永 純 也 君	4 番 田 中 良 君
5 番 一 村 満 治 君	6 番 白 坂 達 也 君
7 番 山 田 良 介 君	8 番 前 田 茂 君
9 番 楠 原 清 照 君	10 番 長 口 隆 君
11 番 宮 尾 秀 行 君	12 番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（14人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 松 本 俊 造 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 池 田 康 浩 君
企画財政課長 田 代 忍 君	税 務 課 長 溝 俣 圭 一 君
住民生活課長 窪 田 和 彦 君	健康福祉課長 鳥 居 佳 史 君
農林水産課長 福 田 鉄 也 君	商工観光課長 梶 浩 之 君
建 設 課 長 宮 島 昭 典 君	上下水道課長 才 保 親 哉 君
教 育 課 長 遠 山 淳 二 君	スポーツ・文化振興課長 富 永 光 輝 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岡 田 謙 治 君	次長(課長補佐) 鎌 田 富士夫 君
------------------	--------------------

開会 午前１０時００分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議会事務局長（岡田謙治君） おはようございます。

議会事務局の岡田でございます。

本臨時会は、芦北町議会議員一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の宮内議員をご紹介します。宮内議員。議長席の方へお願いいたします。

○臨時議長（宮内道則君） ただいま紹介されました宮内道則です。

規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和８年第２回芦北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議席に配付しております議事日程第１号にしたがって会議を進めて参ります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第１ 仮議席の指定

○臨時議長（宮内道則君） 日程第１「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、竹崎町長から発言の申し出がっておりますので、しばらく御清聴願います。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、改選後初の臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜りありがとうございます。

去る３月２９日に執行されました町議会議員選挙において、議員定数が２名減の１２名となる激戦の中、町民の信託を受けて御当選の榮譽を得られましたことは、御同慶に耐えません。誠にめでとうございます。

議員各位におかれましては、公平無私の立場を堅持しつつ、議会の威信と尊厳を保持していただき、さらなる芦北町発展のため、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に付議しました議案等につきましてご説明申し上げます。まず、議長選挙など議会構成についての人事案件が提案されております。

また、芦北町税条例及び国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認２件と、人事案件を２件提案しております。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○臨時議長（宮内道則君） ありがとうございます。

会議に先立ち、４月１日付けで新しい課長が誕生しておりますので、自席から挨拶を求め

ます。遠山教育課長。

○教育課長（遠山淳二君） おはようございます。

4月1日付けで教育課長を拝命しました遠山淳二です。

本町教育行政推進のため、精一杯頑張って参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮内道則君） 次に富永スポーツ・文化振興課長。

○スポーツ・文化振興課長（富永光輝君） おはようございます。

4月1日付でスポーツ・文化振興課長を拝命いたしました富永光輝です。

芦北町並びに芦北町教育行政の振興のために誠心誠意努めて参りますので、どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 議長の選挙

○臨時議長（宮内道則君） 日程第2「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口の閉鎖を確認します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（宮内道則君） ただいまの出席議員数は12人です。次に、立会人の指名を行います。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって立会人は議長が指名することに決定しました。立会人に白坂君及び山田君を指名します。投票用紙を配布します。

[投票用紙配付]

○臨時議長（宮内道則君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員1人の氏名をお書きください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（宮内道則君） 異常ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮内道則君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（岡田謙治君） それでは点呼をいたします。

1 番横山議員、2 番大山議員、3 番徳永議員、4 番田中議員、5 番一村議員、6 番白坂議員、7 番山田議員、8 番前田議員、9 番楠原議員、10 番長口議員、11 番宮内議員、12 番宮尾議員。

[投票]

○臨時議長（宮内道則君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮内道則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。白坂君及び山田君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○臨時議長（宮内道則君） 選挙の結果を報告します。投票総数12票。

これは出席議員数に符合しています。有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、私、宮内11票、楠原君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、私宮内が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（宮内道則君） 会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この際、議長当選承諾の挨拶を行います。

○新議長（宮内道則君） ただいま議決を賜りました宮内でございます。

本日は、議員各位のご協力をいただきまして、議決を賜りましたことを心から感謝申し上げます、今後は竹崎芦北町政に、全面的に協力し、そして、議員各位の協力をいただきながら、一生懸命取り組んで参ります。どうか議員各位におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。本日はありがとうございました。

○臨時議長（宮内道則君） 皆様のご協力によりまして、無事臨時議長の職を終わることができました。引続き、議長を続けさせていただきます。

○議長（宮内道則君） ここで追加議事日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

[議事日程配付]

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

議席に配付しております、追加議事日程第1号の追加1によって議事を進めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、横山君及び大山君の2人を指名します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 会期の決定

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 副議長の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第3「副議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を確認します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮内道則君） ただいまの出席議員数は12人です。次に、立会人の指名を行います。

立会人は会議規則第31条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。立会人は議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人は議長が指名することに決定しました。

立会人に白坂君及び山田君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

したがって、投票用紙の欄内に当選人とすべき議員1人の氏名をお書きください。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮内道則君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮内道則君） 異常はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（岡田謙治君） それでは点呼いたします。

1 番横山議員、2 番大山議員、3 番徳永議員、4 番田中議員、5 番一村議員、6 番白坂議

員、7番山田議員、8番前田議員、9番楠原議員、10番長口議員、11番宮内議長、12番宮尾議員。

[投票]

○議長（宮内道則君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。白坂君及び山田君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（宮内道則君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは出席議員数に符合しています。

有効投票12票。無効投票0票です。有効投票のうち、宮尾君10票、長口君1票、楠原君1票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、宮尾君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（宮内道則君） ただいま副議長に当選されました宮尾君が議場におられますので、当選の告知をします。登壇の上、副議長当選承諾のご挨拶をお願いします。

○副議長（宮尾秀行君） ただいま皆さん方からご推挙され、副議長になりました宮尾秀行でございます。議長を支え、そして議会運営がスムーズにいくように、また竹崎町政がスムーズに行き、町民のためにこれから先も精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、どうか皆さん方のご協力をよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） これで、副議長の選挙を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第4 議席の指定

○議長（宮内道則君） 日程第4「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第3条の規定及び議員の申し合わせに基づき決定したいと思います。

1番横山君から10番長口君までは、ただいまの着席のとおりです。11番宮尾君、12番、私宮内です。移動してください。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 常任委員会委員の選任

○議長（宮内道則君） 日程第5「常任委員会委員の選任」を行います。

委員の選任は芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。委員は議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は議長が指名することに決定しました。

それでは常任委員の指名をいたします。

まず総務厚生常任委員は、楠原君、前田君、白坂君、大山君、横山君、私以上6人です。

次に、建設経済文教常任委員は、長口君、宮尾君、山田君、一村君、田中君、徳永君以上6人です。最後に議会広報委員は、楠原君、白坂君、田中君、徳永君、横山君以上5人です。以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、指名のとおり、各常任委員会の委員は選任されました。

各常任委員は委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告を願います。

ここで休憩します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----
休憩 午前10時30分
再開 午前10時45分
----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありました。

その結果を発表します。

総務厚生常任委員長、楠原君、副委員長、大山君。

建設経済文教常任委員長、長口君、副委員長、一村君。

議会広報委員長、白坂君、副委員長、徳永君以上です。

お諮りします。ただいま常任委員が選任されましたが、議長は地方自治法第105条及び第116条の規定から考慮し、芦北町議会委員会条例第7条第1項の規定により、常任委員を辞退したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長は常任委員を辞退することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（宮内道則君） 日程第6「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

委員の選任は芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名

することになっております。

なお、委員の定数は、委員会条例第4条第2項の規定により、5人であります。

お諮りします。委員は議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は議長が指名することに決定しました。

それでは議会運営委員会委員の指名をいたします。

宮尾君、長口君、楠原君、山田君、徳永君以上の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、指名のとおり、議会運営委員会委員は選任されました。

議会運営委員は、委員会条例第8条及び第9条の規定により、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで休憩します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時51分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において、正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、その結果を発表します。議会運営委員長、宮尾君、副委員長、楠原君以上です。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第7 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第7「水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙」を行います。

当組合議会議員については、組合規定により本町議会議員から6人選出となっております。

この選出は、同組合規約第5条第2項の規定により選挙となっております。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

水俣芦北広域行政事務組合議会議員に私、宮内、宮尾君、長口君、楠原君、田中君、横山君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました6人を水俣芦北広域行政事務組合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、宮尾君、長口君、楠原君、田中君、横山君、私、6人が水俣芦北広域行政事務組合議会議員として選出されました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第8 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（宮内道則君） 日程第8「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に私宮内を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、私、宮内を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、宮内が当選人と決定しました。

以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第9、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。

溝俣税務課長。

○税務課長（溝俣圭一君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。主な改正について御説明いたします。

まず、固定資産税関係につきましては、家屋にかかる免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点については150万円から180万円に、免税点をそれぞれ引き上げる法律改正に合わせて改正するものです。また、軽自動車税の環境性能割について、令和8年3月31日の地方税法改正に伴い廃止します。

次に、個人町民税関係につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の特例の新設の他、法律改正に合わせて改正するものです。

その他、地方税、地方税法等の改正による条文条項の整理を行っております。

附則として、この条例の施行期日及び経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第10、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。

溝俣税務課長。

○税務課長（溝俣圭一君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。本案は地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、地方税法改正に伴い芦北町国民健康保険税条例が引用します地方税法施行規則第27条の30の5が、同項同規則第24条の30の6に繰り下がったことから、その条ずれの改正などを行うものです。

なお附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

議案を配付しますのでしばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第11 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第11、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

この同意第1号の件は、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますのでしばらく白坂君の退場を求めます。

〔白坂君退場〕

○議長（宮内道則君） 本案について説明を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町監査委員に次の者を選任したいので議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡1844番地6。

氏名、白坂達也。

この件につきましては、芦北町議会議員の任期満了に伴い、令和8年3月31日に同じく

任期満了となったものであり、監査委員の選任は地方自治法の規定により、議会の同意を得る必要があるため本案を提出するものであります。

白坂氏は本町職員として、平成3年4月から令和7年3月まで34年間奉職され、行政全般に精通しております。

氏の人柄は、至誠にして実直であり、議会の代表としてまさに適任であると認め、ここに議会の同意を求めるものであります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

白坂君の入場を認めます。

〔白坂君入場〕

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

日程第12 同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第12、同意第2号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1666番地5。

氏名、溝俣圭一。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。ご承知のとおり、本町職員でありまして、略歴を申し上げますと、平成２年４月旧田浦町職員に採用され、経済課を皮切りに、１３課を歴任し、平成７年度に熊本県地方課での勤務を経験しています。本年４月から税務課長であり、行政全般に精通しております。

このようなことから、固定資産評価員にふさわしく、同意をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから同意第２号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第２号は原案のとおり同意することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） ここで追加議事日程を配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

議席に配付しております、追加議事日程第１号の追加２によって議事を進めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第１３ 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第１４ 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第１５ 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第１６ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第１３から日程第１６までの各委員会の閉会中の継続調査の申し出を一括議題とします。

お諮りします。各委員長からお手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査とするこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本臨時会の日程はすべて終了しました。

令和8年第2回芦北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 11時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会臨時議長

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦 北 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

芦 北 町 議 会 事 務 局

〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015

電話 (0966) 82-2511